

平成29年度 通関士本試験

関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

試 験 問 題 （時間 1時間40分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第6問から第15問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第15問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

関税法第14条第1項（更正、決定等の期間制限）に規定する「法定納期限等」とは、関税（過少申告加算税、無申告加算税又は（イ）にあつては、その納付の起因となった関税）を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、（ロ））とされている。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる関税については、それぞれに定める日又は期限とされている。

- (1) 特例申告貨物につき納付すべき関税 特例申告書の（ハ）
- (2) 関税法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税（ニ）
- (3) 関税法又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税（ホ）

- | | | |
|---------------------------|------------------------|-------|
| ① 延滞税 | ② 重加算税 | ③ 受理日 |
| ④ 提出期限 | ⑤ 提出日 | |
| ⑥ 当該貨物の引取りの日 | ⑦ 当該貨物の輸入申告の日 | |
| ⑧ 当該許可の日 | ⑨ 当該許可の日から起算して1月を経過する日 | |
| ⑩ 当該許可の日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑪ 当該事実が生じた日 | ⑫ 当該事実を税関長が知った日 | |
| ⑬ 当該事実を税関長に通報した日 | ⑭ 当該承認の日 | ⑮ 利子税 |

第2問 次の記述は、関税法第5条に規定する関税を課する場合に適用する法令に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

関税を課する場合に適用する法令は、原則として輸入申告の日において適用される法令によるとされている。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる貨物については、それぞれに定める日において適用される法令によるとされている。

- (1) 税関長が期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について (イ) をするため、これを当該保税工場以外の場所に出すことを許可した場合であって、その指定された場所に指定された期間を経過した後置かれている外国貨物 (ロ)
- (2) 保税展示場に入れられた外国貨物であって、当該保税展示場の許可の期間の満了の際、当該保税展示場にあることにより、関税を徴収されるもの (ハ)
- (3) 特定保税運送に係る外国貨物であって、その発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないことにより、関税を徴収されるもの (ニ)
- (4) 留置された貨物であって、公売に付されるもの (ホ)

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 公売の時の属する日 | ② 充当の時の属する日 |
| ③ 蔵置 | ④ 展示 |
| ⑤ 当該外国貨物が発送された時の属する日 | |
| ⑥ 当該外国貨物の発送の日の翌日 | |
| ⑦ 当該外国貨物の発送の日の翌日から起算して7日を経過する日 | |
| ⑧ 当該外国貨物を保税展示場に入れた時の属する日 | |
| ⑨ 当該関税を徴収すべき事由が生じた時の属する日 | |
| ⑩ 当該許可がされた時の属する日 | |
| ⑪ 当該許可の期間の満了の日 | |
| ⑫ 当該指定された期間を経過した日 | |
| ⑬ 当該指定された期間を経過する日 | |
| ⑭ 保税作業 | ⑮ 留置の時の属する日 |

第3問 次の記述は、関税の納期限に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 納税申告をした者は、原則としてその申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに国に納付しなければならないとされている。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税をそれぞれに定める日までに国に納付しなければならないとされている。

- (1) 期限後特例申告書に記載された納付すべき税額 (イ)
- (2) 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額 (ロ)
- (3) 関税法第7条の16第2項(更正及び決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額 (ハ)

2 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、当該期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、(ニ)までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を(ホ)に限り延長することができる。

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------|--------|
| ① 1月以内 | ② 2月以内 | ③ 3月以内 |
| ④ 当該期限後特例申告書を提出した日 | | |
| ⑤ 当該期限後特例申告書を提出した日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑥ 当該期限後特例申告書を提出した日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑦ 当該更正通知書が発せられた日 | | |
| ⑧ 当該更正通知書が発せられた日の翌日 | | |
| ⑨ 当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑩ 当該修正申告をした日 | ⑪ 当該修正申告をした日の翌日 | |
| ⑫ 当該修正申告をした日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑬ 特例申告書に係る貨物の引取りの日 | | |
| ⑭ 特例申告書に係る貨物の輸入の許可の日 | | |
| ⑮ 特例申告書の提出期限 | | |

第4問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税法第67条の2第1項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定の適用を受ける輸入申告については、輸入の許可を受けるためにその申告に係る（イ）の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、関税法第67条の2第1項の規定にかかわらず、税関長の（ロ）を受けて、当該外国貿易船の（ハ）を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる。
- 3 関税法第67条の19（輸入申告の特例）の規定により、（ニ）は、関税法第67条の2第1項又は第2項の規定にかかわらず、（ホ）に対して輸入申告をすることができる。

- | | | | |
|--------------------|----------------|------|------|
| ① あらかじめ申出を行った税関長 | ② いずれかの税関長 | | |
| ③ 貨物を入れる保税地域等 | | | |
| ④ 貨物を外国貿易船から船卸しする港 | | | |
| ⑤ 貨物を引き取ろうとする輸入者 | ⑥ 寄港するいずれかの港 | | |
| ⑦ 係留場所 | ⑧ 財務大臣 | ⑨ 指定 | ⑩ 承認 |
| ⑪ 同意 | ⑫ 特例輸入者又は特定輸出者 | | |
| ⑬ 特例輸入者又は特例委託輸入者 | ⑭ 入港する港以外の港 | | |
| ⑮ 認定通関業者 | | | |

第5問 次の記述は、関税定率法に規定する減免税制度に関するものであるが、
()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 関税定率法第14条第3号の3（博覧会等用のカタログ等の無条件免税）に規定する免税の対象となる貨物は、（イ）の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは（ロ）又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、（ハ）その他これらに類するものへの参加国が発行したこれらの博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するものが含まれる。

2 関税定率法第15条第1項第3号（慈善又は救じゅつのための寄贈物品の特定用途免税）に規定する免税の対象となる貨物は、慈善又は救じゅつのために寄贈された（ニ）及び救護施設又は養老施設その他の（ホ）事業を行う施設に寄贈された物品で（ニ）以外のもののうちこれらの施設において直接（ホ）の用に供するものと認められるものであって、その輸入の許可の日から2年以内にこれらの用途以外の用途に供されないものとされている。

- | | | |
|-------------|---------------------|--------|
| ① 学術研究 | ② 記念品 | ③ 給与品 |
| ④ 元首 | ⑤ 公用品 | ⑥ 国際会議 |
| ⑦ 国際的な運動競技会 | ⑧ 国際博覧会に関する条約 | |
| ⑨ 社会福祉 | ⑩ 専門機関の特権及び免除に関する条約 | |
| ⑪ 地方公共団体 | ⑫ 地方支分部局 | |
| ⑬ 貿易円滑化協定 | ⑭ 見本市 | ⑮ 友好親善 |

第6問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特定輸出者が、貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で特定輸出申告をする場合には、あらかじめ税関長に本船扱いの承認を受けなければならない。
- 2 本邦から出国する旅客の携帯品については、口頭により輸出申告を税関長がさせることができるとされているが、外国為替令第8条の2第1項第2号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる貴金属（金の地金のうち、当該金の地金の全重量に占める金の含有量が90%以上のものに限る。）であって、その重量が1kgを超えるものを携帯して輸出する場合には、税関長に対して支払手段等の携帯輸出申告書により輸出申告をして許可を受ける必要がある。
- 3 特定委託輸出申告を行うときは、その申告に係る貨物の通関手続を認定通関業者に委託し、かつ、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。
- 4 輸出の許可を受けた貨物の全部について、その輸出を取り止める場合であって、当該貨物の全部を国内に引き取るときは、輸入（納税）申告書を税関長に提出する必要があるが、当該貨物の全部が船積み前であれば輸入貿易管理令の規定による輸入承認を必要としない。
- 5 貨物を業として輸出する者は、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならないこととされており、その保存しなければならない期間は輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から7年間である。

第7問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特例輸入者が特例申告に係る貨物の輸入申告を行う場合には、当該貨物を保税地域に入れた後にするものとされている。
- 2 税関長は、特例輸入者が特例申告書とその提出期限までに提出しなかったときは、当該特例輸入者に係る関税法第7条の2第1項（申告の特例）の承認を取り消すことができる。
- 3 税関長は、輸入申告があった場合においてその許可の判断のために必要があるときは、当該輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、又は製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類を提出させることができる。
- 4 関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。
- 5 税関長は、原産地について直接に偽った表示がされている外国貨物については、その原産地について偽った表示がある旨を輸入申告をした者に、直ちに通知し、期間を指定して、当該外国貨物を廃棄させなければならない。

第8問 次の記述は、関税法第73条に規定する輸入の許可前における貨物の引取りに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入の許可前における貨物の引取りの承認申請は、その承認申請に係る貨物の輸入申告をする前にしなければならない。
- 2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認申請は、一の輸入申告に係る貨物の一部についても行うことができる。
- 3 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けた外国貨物は、関税法第4条（課税物件の確定の時期）の適用については、内国貨物とみなされる。
- 4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた外国貨物については、過少申告加算税が課されることはない。
- 5 特例輸入者に係る特例申告貨物については、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けることはできない。

第9問 次の記述は、保税蔵置場に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場において貨物を管理する者は、輸出の許可を受けた貨物を除き、その管理する外国貨物についての帳簿を設け、必要な事項を記載しなければならない。
- 2 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、税関長が特別の事由があるとして期間を延長した場合を除き、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年である。
- 3 保税蔵置場の許可を受けた法人の従業者が、保税蔵置場の業務について関税法の規定に違反したときは、税関長は、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該保税蔵置場に入れることを停止させることができる。
- 4 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、その超えることとなる日前に税関長の承認を受けなければならない。
- 5 保税蔵置場にある外国貨物が災害により亡失したときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

第10問 次の記述は、関税暫定措置法に規定する減免税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税暫定措置法第4条（航空機部分品等の免税）に規定する関税の免除の適用を受けようとする場合の輸入申告は、当該申告に係る物品を使用する者の名をもってしなければならない。
- 2 税関長は、必要があると認めるときは、関税暫定措置法第4条の規定により関税の免除を受けた物品の使用者に対し、当該物品の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる。
- 3 関税暫定措置法第8条第1項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定により関税の軽減を受けることができる物品は、本邦から輸出された貨物を材料として加工又は組立てされた製品であって、本邦においてその加工又は組立てをすることが困難であると認められるものに限られる。
- 4 関税暫定措置法第8条第1項の規定により関税の軽減を受けようとする貨物の原材料である生地を輸出しようとする者は、その輸出の際に、必ず生地見本を提出しなければならない。
- 5 関税定率法第17条第1項（再輸出免税）に規定する関税の免除の適用を受けて輸入され、再輸出した貨物を原料又は材料の一部として使用した製品については、関税暫定措置法第8条第1項の規定による関税の軽減を受けることはできない。

第11問 次の記述は、関税定率法第4条第1項の課税価格の決定の原則の規定に基づく課税価格の計算に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入取引契約に付されている価格調整条項の適用により、輸入貨物に係る仕入書価格を引き上げるための調整が行われる場合、調整を行った後の当該輸入貨物に係る価格が、現実支払価格である。
- 2 輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国（積替え国を含む。）で保管される場合であって、当該保管に要する費用を買手が負担するときは、買手が負担した保管に要する費用は、現実支払価格に含まれる。
- 3 輸入貨物の輸入港における船内荷役に係る費用は、その額が明らかである場合には、現実支払価格に含まれない。
- 4 本邦において輸入貨物に課される関税は、その額が明らかであるか否かにかかわらず、現実支払価格に含まれる。
- 5 輸入取引において、買手が、輸入貨物の代金について、売手から現金値引きを受けた場合であって、当該輸入貨物に係る納税申告の際に当該値引き額が確定しているときは、当該値引き額は現実支払価格に含まれない。

第12問 次の記述は、関税定率法に規定する「関税率表の解釈に関する通則」に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、未完成の物品で、提示の際に完成した物品としての重要な特性を有しているものは、たとえ提示の際に組み立てられていないもの又は分解されたものであっても、当該完成した物品が属する項に属する。
- 2 項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、物品が関税率表の二以上の項に属するとみられる場合において、他に定める方法により所属を決定することができないものは、等しく考慮に値する項のうち、数字上の配列において最初となる項に属する。
- 3 関税率表の解釈に関する通則1から通則3までの原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
- 4 項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含む。
- 5 楽器であるバイオリンを収納するために特に製作され、長期間の使用に適するケースは、収納するバイオリンとは別に単独で提示されたとしても、当該バイオリンとともに販売されるものは、バイオリンとしてその所属を決定する。

第13問 次の記述は、関税法第8章に規定する不服申立てに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入しようとする貨物が商標権を侵害する貨物に該当すると認定された旨の税関長の通知を受けた当該貨物を輸入しようとする者は、当該通知に不服がある場合であっても、再調査の請求をすることができない。
- 2 関税の徴収に関する税関長の処分に不服がある者は、再調査の請求をすることができる。
- 3 関税法の規定による税関職員の処分は、同法第89条第1項（再調査の請求）及び第91条（審議会等への諮問）の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなされる。
- 4 関税法の規定による税関長の処分について審査請求があったときは、財務大臣は、当該審査請求が不適法であり、却下する場合であっても、関税等不服審査会に諮問しなければならない。
- 5 輸入しようとする貨物が意匠権を侵害する貨物に該当すると認定された旨の税関長の通知の取消しの訴えは、当該通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第14問 次の記述は、関税法に規定する輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、輸入されようとする貨物が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品に該当すると思料するときは、認定手続を執らなくてはならない。
- 2 輸入差止申立てが受理された特許権者が、当該申立てに係る貨物についての認定手続が執られている間に、税関長の承認を受けて見本の検査をする場合には、税関職員が立ち会うものとされている。
- 3 税関長は、輸入されようとする貨物が商標権を侵害する物品に該当すると思料し、認定手続を執る場合において、当該貨物を輸入しようとする者に対してのみ、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨を通知しなければならない。
- 4 税関長は、輸入されようとする貨物が意匠権を侵害する物品に該当すると思料するときは、認定手続を経る前であっても、当該貨物について没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 5 特許権者は、自己の特許権を侵害すると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合は当該貨物について申立先税関長又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

第15問 次の記述は、関税法に規定する輸出してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、商標権者から、自己の商標権を侵害すると認める貨物の輸出差止申立てがあったときは、提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、専門委員の意見を求めなければならない。
- 2 税関長は、特許権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定をするために必要があると認めるときは、当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者の特許権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲についての意見を特許庁長官に求めることができる。
- 3 著作権を侵害する物品は、輸出してはならない貨物であるが、育成者権を侵害する物品は、輸出してはならない貨物ではない。
- 4 意匠権者が、自己の意匠権を侵害すると認める貨物について輸出差止申立てを行う場合において、当該申立てが効力を有する期間として希望することができる期間は3年以内に限ることとされている。
- 5 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに、児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第16問 次の記述は、関税法第4条に規定する課税物件の確定の時期に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税蔵置場に置かれた外国貨物であるブランデーの原酒（アルコール分が60%で、100リットルの容器に入ったもの）については、当該保税蔵置場に置くことが承認された時の現況による。
- 2 総合保税地域に入られた外国貨物であって、販売又は消費を目的として輸入するものについては、当該総合保税地域に入れることの届出がされた時の現況による。
- 3 総合保税地域に置くことの承認を受けた外国貨物であって、亡失したものについては、当該総合保税地域に置くことが承認された時の現況による。
- 4 輸入される郵便物のうち、日本郵便株式会社から税関長に提示されたものについては、日本郵便株式会社から名宛人に交付されたときの現況による。
- 5 関税法第63条第1項（保税運送）の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物であって、その指定された運送の期間内に運送先に到着しないものについては、当該運送の承認に係る申告がされた時の現況による。

第17問 次の記述は、関税の納税義務者に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税は、関税法又は関税定率法その他関税に関する法律に別段の規定がある場合を除き、貨物を輸入する者が納税義務を負う。
- 2 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があった場合において、当該承認の際当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでなく、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱った通関業者が、その通関業務の委託をした者を明らかにすることができなかつたときは、当該通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して納税義務を負う。
- 3 船用品又は機用品の積込みの承認を受けた外国貨物が、指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、当該承認を受けた者が納税義務を負う。
- 4 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者が納税義務を負う。
- 5 総合保税地域の許可を受けた法人が、当該総合保税地域にある外国貨物が亡失したことにより当該貨物に係る関税を納める義務を負うこととなった場合において、当該貨物が亡失した時に当該総合保税地域において当該貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該貨物を管理していた者が、当該法人に代わり納税義務を負う。

第18問 次の記述は、関税の確定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、関税が無税の貨物であっても、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。
- 2 重加算税は、特別の手續を要しないで、納付すべき税額が確定する。
- 3 納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないとして、当該貨物に係る課税標準又は納付すべき税額の決定を受けた者は、当該決定により納付すべき税額に不足額がある場合には、当該決定について更正があるまでは、当該決定に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる。
- 4 税関長は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準又は納付すべき税額について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知することとされている。
- 5 税関長は、賦課課税方式が適用される貨物について関税を賦課しようとする場合であって、当該貨物の輸入申告に係る課税標準が税関長の調査したところと同じであるときは、当該貨物に係る納付すべき税額を決定することとされている。

第19問 次の記述は、関税の納付及び徴収に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 申告納税方式が適用される貨物に係る関税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であって、納付書に基づき納付しようとするときは、納付受託者に納付を委託することができる。
- 2 税関長は、賦課課税方式による関税で、関税法第77条第3項（郵便物の関税の納付等）の規定により納付される郵便物の関税を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。
- 3 税関長は、必要があると認めるときであっても、その徴収する関税について、他の税関長に徴収の引継ぎをすることができない。
- 4 関税法又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により、関税の担保として税関長が確実と認める保証人の保証が提供された場合であっても、当該保証人は、国税徴収法第10章（罰則）の規定の適用について、納税者とはみなされない。
- 5 関税の担保を提供した者は、税関長の承認を受けた場合に限り、担保物又は保証人を変更することができる。

第20問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤った記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 原産地について直接若しくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。
- 2 外国貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取るうとする者は、関税額（過少申告加算税及び重加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。
- 3 課税標準となるべき価格が20万円を超える輸入郵便物であっても、当該輸入郵便物が寄贈物品であり、かつ、当該輸入郵便物を輸入しようとする者から当該輸入郵便物につき輸入申告を行う旨の申し出がなかった場合には、輸入申告を要しない。
- 4 コンテナに関する通関条約の規定により関税及び消費税の免除を受けてコンテナを輸入しようとする者が、その輸入申告に際し、積卸コンテナ一覧表を税関長に提出した場合には、税関長は、関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があったものとみなすことができる。
- 5 特例申告を行う場合は、特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の末日までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

第21問 次の記述は、関税法に規定する過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 過少申告加算税の額が1万円未満である場合には、過少申告加算税は徴収されない。
- 2 修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査に係る税関による通知がある前に行われたものであるときは、過少申告加算税は課されない。
- 3 納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽されたものに基づき修正申告が行われ重加算税を課する場合において、当該修正申告があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、関税について、無申告加算税を課されたことがあっても、重加算税として課される関税の額の加算は行われぬ。
- 4 修正申告が、その申告に係る関税についての税関による調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものであっても、当該修正申告が更正の前にされたときは、過少申告加算税は課されない。
- 5 過少申告加算税の計算の基礎となる関税額が5万円未満である場合には、過少申告加算税は課されない。

第22問 次の記述は、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率及びWTO協定税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益を適用する場合、課税価格の総額が20万円以下の貨物については、締約国原産地証明書を提出する必要はない。
- 2 経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、締約国原産地証明書は、輸入申告の日において、その発給又は作成の日から一年以上を経過したものであってはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りではない。
- 3 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が締約国原産品であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、当該貨物の輸入者に対して、締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求めることができる。
- 4 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）の規定による関税についての便益の適用を受けるための原産地認定基準については、関税法令に規定はなく、WTO協定の規定が直接適用されている。
- 5 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとする特例申告貨物を輸入する特例輸入者は、当該特例申告貨物に係る締約国原産地証明書を保存しなければならない。

第23問 次の記述は、保税地域に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、当該外国貨物の滅却について税関長の承認を受けている場合を除き、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。
- 2 許可を受けて保税地域外に置かれている外国貨物については、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れを行うことはできない。
- 3 保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始の際、その旨を税関に届け出る必要があるが、保税作業の終了の際については、届け出る必要はない。
- 4 指定保税地域の指定が取り消された場合において、その取消しの際、当該保税地域に外国貨物があるときは、税関長は当該貨物を直ちに収容しなければならない。
- 5 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場で使用する輸入貨物を当該保税工場に入れた日から2年間、保税蔵置場の許可を併せて受けているものとみなす。

第24問 次の記述は、関税法第79条第1項に規定する通関業者の認定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第79条第1項（通関業者の認定）に規定する認定を受けようとする者は、現に受けている通関業法第3条第1項（通関業の許可）の許可について、その許可を受けた日から3年を経過していない者である場合には、当該認定を受けることができない。
- 2 関税法第79条第1項に規定する認定を受けようとする者は、特例申告貨物に係る輸入申告において、輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び関係書類によりの確に確認するための体制が整備されていない者である場合には、当該認定を受けることができない。
- 3 関税法第79条第1項に規定する認定を受けようとする者は、通関業法第6条第1号（欠格事由）に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当する場合には、当該認定を受けることができない。
- 4 税関長は、認定通関業者が、その通関業に係る経営の基礎が確実になくなった場合には、関税法第79条第1項の認定を取り消すことができる。
- 5 税関長は、認定通関業者が、現に受けている通関業法第3条第1項の許可を失効した場合には、関税法第79条第1項の認定を取り消すことができる。

第25問 次の記述は、関税の軽減又は免除に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 価格を課税標準とする関税に係る輸入貨物に限り、関税定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定の適用を受けることができる。
- 2 修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物については、本邦において修繕することができるものと認められるものであっても、関税定率法第11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定の適用を受けることができる。
- 3 関税定率法第14条（無条件免税）の規定により関税の免除を受けることができる同条第6号に規定する「注文の取集めのための見本」には、製作のための見本が含まれる。
- 4 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入する自動車については、当該入国者の個人的な使用に供するものであって、その入国前に1年以上当該入国者が使用したものに限り、関税定率法第15条第1項（特定用途免税）の規定の適用を受けることができる。
- 5 輸出時における貨物の性質及び形状が輸入時における当該貨物の性質及び形状と変わらないことが確実なものに限り、関税定率法第17条第1項（再輸出免税）の規定の適用を受けることができる。

第26問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 本邦から輸出された物品のみを原材料として、一の特恵受益国において生産された物品について特惠関税の適用を受けようとする場合には、当該物品に係る原産地証明書のみを税関に提出すればよい。
- 2 特惠関税の対象物品について関税率法第8条（不当廉売関税）の規定により不当廉売関税が課されることとなった場合、当該物品については、特惠関税の適用を受けることができない。
- 3 特惠関税の適用を受けようとする物品の輸入申告の際に原産地証明書を税関長に提出する必要がない場合は、税関長が物品の種類若しくは形状によりその原産地が明らかであると認めた物品又は課税価格の総額が20万円以下の物品である場合に限られる。
- 4 特別特惠受益国を原産地とする物品については、関税率表に掲げるすべての物品について特惠関税の適用を受けることができ、その税率はすべて無税である。
- 5 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定において関税の譲許が定められている物品であって、特別特惠受益国を原産地とするものについては、特惠関税の適用を受けることができない物品には指定されていない。

第27問 次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない場合に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物の生産者により生産された同種の貨物に係る取引価格と当該生産者以外の者により生産された同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、いずれか高いほうの取引価格が優先される。
- 2 関税定率法第4条の3（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）第1項第1号の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る国内販売価格を用いるときは、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物は、当該輸入貨物の生産国で生産されたものでなければならない。
- 3 関税定率法第4条の3第1項第2号の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物の国内における加工により付加された価額は当該輸入貨物の国内販売価格から控除される。
- 4 関税定率法第4条の3第2項の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物の製造原価には、当該輸入貨物の生産のために買手が無償で提供した鋳型の費用が含まれる。
- 5 関税定率法第4条の3第1項第1号の規定により輸入貨物の国内販売価格に基づく課税価格の決定方法が適用可能であっても、当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合は、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、製造原価に基づく課税価格の決定方法により、当該輸入貨物の課税価格を計算する。

第28問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第48条に規定する経済産業大臣の輸出の許可及び承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 一時的に出国する者が、現に使用中の銃砲を携帯して輸出する場合には、経済産業大臣の輸出の許可を要しない。
- 2 外国貿易船が自己の用に供する船用品として貨物を輸出しようとする場合には、当該貨物の種類にかかわらず経済産業大臣の輸出の許可を要しない。
- 3 税関長は、輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）の規定による輸出の承認の有効期間を延長することができる。
- 4 本邦から輸出された輸出貿易管理令別表第1に掲げる貨物を本邦で修理するために輸入し、当該修理を行った後に再輸出する場合には、当該再輸出が有償で行われるときであっても、経済産業大臣の輸出の許可を要しない。
- 5 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に規定するATAカルネにより輸入された貨物であって、当該ATAカルネにより輸出されるものにあつては、当該貨物の種類にかかわらず経済産業大臣の輸出の承認を要しない。

第29問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第52条に規定する経済産業大臣の輸入の承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済産業大臣以外の政府機関が貨物の輸入を行う場合であっても、必ず経済産業大臣の輸入の承認を要する。
- 2 委託加工貿易契約による貨物の輸出について輸出貿易管理令第2条第1項第2号（輸出の承認）の規定による承認を受けた者が、その承認を受けたところに従って輸出した貨物を加工原材料として加工された貨物につき、当該承認を受けた日から3年以内に輸入する場合には、経済産業大臣の輸入の承認を要しない。
- 3 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入について輸入貿易管理令第9条第1項（輸入割当て）の規定による経済産業大臣の輸入割当てを受けたときは、当該貨物につき経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要しない。
- 4 輸入貿易管理令第4条第1項（輸入の承認）の規定による輸入の承認の有効期間は、経済産業大臣が特に必要があると認めた場合であって、有効期間を別に定め、又は輸入の承認の有効期間を延長したときを除き、その承認をした日から1年である。
- 5 輸入貿易管理令第9条第1項の規定による経済産業大臣の輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該輸入割当てに係る貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣の確認を受けたときは、あらためて輸入割当てを受けることを要しない。

第30問 次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「NACCS法」という。）に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 NACCS法において「電子情報処理組織」とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と税関その他の関係行政機関の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 2 関税法第70条第1項又は第2項（証明又は確認）の規定による証明は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 NACCS法において「関税等」とは、関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第2条第1号（定義）に規定する内国消費税をいう。
- 4 関税法施行令第69条第1項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 5 電子情報処理組織を使用して行う申請及び処分通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定の適用を受けることはない。